

大分大学医学部附属医学教育センター規程

平成17年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部附属医学教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、大分大学医学部（以下「本学部」という。）における医学教育，看護学教育及び医療科学教育並びに入学者選抜方法に関する総合的な研究・開発を行い，本学部の医学・医療教育の発展・向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 共用試験（OSCE・CBT）に関する事項
- (3) 臨床実習及び臨地実習に関する事項
- (4) 授業評価に関する事項
- (5) 入学者選抜方法に関する事項
- (6) FD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する事項
- (7) その他センターの目的達成に関する事項

(職員)

第4条 センターに，次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センターの主担当の教員
- (3) 医学部の教員 若干人
- (4) 事務職員

(センター長)

第5条 センター長は，教務委員長をもって充てる。

2 センター長は，センターの業務を掌理する。

(主担当の教員)

第6条 主担当の教員の選考は，国立大学法人大分大学医学部門人事会議の議に基づき，学長が行う。

(学部長が指名する教員)

第7条 第4条第3号の教員は，センター長の推薦に基づき，学部長が指名する。

2 第4条第3号の教員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターの管理運営に関する事項を審議するため，大分大学医学部附属医学教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は，別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか，センターに関し必要な事項は，センター長が別に定める。

附 則（平成17年医学部規程第3－5号）
この規程は、平成17年4月1日から施行する

附 則（平成21年医学部規程第3－3号）
この規程は、平成21年12月10日から施行する。

附 則（平成28年医学部規程第1－5号）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部規程第3－1号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。